

扶養手当、住居手当及び通勤手当を受給されている教職員の皆様へ

手当の支給要件の確認について（お願い）

埼玉県教育委員会

扶養手当、住居手当及び通勤手当を受給している職員の皆様におかれましては、

- ・「学校職員の扶養手当に関する規則第6条」、
- ・「学校職員の住居手当に関する規則第10条」、
- ・「学校職員の通勤手当に関する規則第14条」

に基づき、支給要件を随時確認する必要があります。

つきましては、確認に当たっての留意点等を以下に記載しますので、趣旨を御理解いただき、必要書類の提出等につきまして、皆様の御協力をお願いいたします。

また、給与明細書により、届出をしている手当が適切に支給されているか併せて御確認ください。

○扶養手当 扶養親族が引き続き次の要件を満たしていることについて確認します。

① 扶養親族が「他に生計の途がないもの」であること

⇒ 年額130万円以上の恒常的な所得（※）があると見込まれないもの

※課税・非課税を問わず、全収入を指します。

【確認方法】（1）直近の収入状況が年額130万円以上となっていないかを「最新の所得証明書等」により確認します。

⇒ 年額130万円を超えていた場合、遡って手当額を返納していただくことになります。

（2）今後の収入状況について、見込まれる収入額を、作成していただいた「所得に関する申立書」により確認します。

② 扶養親族が「主としてその職員の扶養を受けているもの」であること

⇒ 職員の他に、職員と共に扶養親族を扶養している方がいる場合、その扶養親族を職員が主として扶養していること（例：職員と配偶者が共働きで子を扶養する場合、職員が主として子を扶養していることを確認する必要があります。）

【確認方法】（1）職員と、職員と共に扶養親族を扶養している方の収入を所得証明書等で比較します。

（2）職員と共に扶養親族を扶養している方に、その扶養親族に対する扶養手当に類する手当が支給されていないことについて所定の様式等により確認します。

○通勤手当、住居手当 届出に係る状況に変更がないかについて確認します。

＜確認を要する事項＞・通勤手当 通勤方法が届出時から変更となっていないか、等
・住居手当 家賃が変更となっていないか、等

支給要件を満たさなくなった場合には、手当が受給できなくなります。また、そのことが後日判明した場合、遡って手当額を返納しなければなりません。

手当の受給に係る状況に変更があった際は、速やかに所属の給与事務担当職員まで御連絡ください。（例：パートの勤務日数が増えた。年金を受給することとなった。）